

# 「話し合いで円満な解決を」とお考えの方へ

- ケース1 友人に頼まれてお金を貸したが、催促してもなかなか返してくれない(金銭トラブル)
- ケース2 賃借人が家賃を払ってくれないので、もう出て行ってもらいたい(土地建物のトラブル)
- ケース3 隣人が夜中に掃除をしたりして騒音がひどく眠れないのでやめてもらいたい(近隣トラブル)
- ケース4 雇用契約どおりに残業手当を支払ってくれないので困っている(給料・退職金のトラブル)

このようなもめごとでお困りではありませんか？  
 裁判手続によらず、話し合いによって、このようなもめごとの解決を試みるのが民事調停手続です。  
 話し合いは、調停委員会が当事者双方の話を個別に聴いて調整を図りながら進めますので、当事者同士が直接交渉することはありません。  
 しかも、調停でまとまった内容は書類に記載され判決と同じ効力があります。  
 相手方との話し合いの可能性がある場合には、調停手続を利用することも検討してみてもいいかもしれません。

お金を返して！  
 (貸金、立替金等)  
 お金を払って！！  
 (売買代金、給料、報酬、  
 請負代金、家賃、敷金等)  
 何とかしてください！  
 (近隣紛争)

交通事故にあっ  
 た！！  
 (損害賠償)

話し合いによる解決の見込みがある？

YES

調停



NO※

民事訴訟

少額訴訟

60万円以下の金銭の  
 支払を求める場合で  
 紛争の内容があまり複  
 雑でないものであれば、  
 民事訴訟の特別な手続  
 である少額訴訟を利用  
 することもできます。

※ 訴訟においても、話し合いによる解決(これを「和解」といいます。)を試みる場合があります。

## 簡易裁判所の民事手続には、つぎのがあります。



金 銭 問 題  
 土 地 建 物 事 故  
 交 通 事 故 問 題  
 近 隣 建 築 紛 争  
 請 負 ・ 売 買 代 金  
 給 料 ・ 退 職 金  
 セクハラ・パワハラ  
 返 還 金 請 求

多 重 債 務  
 サラ金・クレジット  
 訪問・通販の返済  
 事業が苦しい

裁判所の窓口での手続案内は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後零時までと、午後1時から午後5時までです。  
 説明に時間を要する場合がありますので、終了時刻までに余裕をもってお越しください。  
 なお、土曜日、日曜日、祝祭日と12月29日から1月3日までは休みです。